

# 13. 保育料について

0歳児～2歳児 保育施設等保育料一覧表による  
3歳児～5歳児 無料

- (1) 公立保育所、私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所も保育料に差はありません。  
 (2) 保育料は、保護者の市民税所得割額の合計額で算定し、保育時間認定区分により決定します。  
 (3) 令和8年4月分から8月分の保育料は、令和7年度の市民税所得割額で算定します。  
 9月分から令和9年3月分の保育料は、令和8年度の市民税所得割額で算定します。  
 (4) 保護者(原則として両親)の収入合計額が103万円未満の場合で、保護者が同居親族の税扶養の場合は、同居親族も算定対象となります。

市民税所得割額の変更等により保育料が変更となる場合は、その旨通知します。

- (5) 税が未申告、税関係書類が未提出の場合、保育料は第8階層になります。  
 (6) 満3歳以上で、1号又は2号認定を受けた子どもは、保育料が無料です。  
 ただし、満3歳に達して2号認定を受けた年度の保育料は、3号認定(2歳児)の額を適用します。



- (7) 保育料は、保育施設等を利用している期間、毎月納めていただきます。  
 毎月25日(金融機関が休業日の時は翌営業日)に届出の預金口座から当月分を振替いたします。  
 ※ 私立認定こども園・小規模保育事業所は、施設へお支払いいただきます。各施設へお問い合わせください。  
 (8) 保育料の未納が3か月を超える場合には、児童手当から天引きさせていただくこともあります。  
 (9) 保育料は、保護者等扶養義務者に負担していただくもので、利用と同時に納付義務が生じます。

## ◆ 令和8年度 三豊市保育施設等保育料(0～2歳児)

| 各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分 |                           | 利用者負担額(月額) |         |
|---------------------------|---------------------------|------------|---------|
| 階層区分                      | 定義                        | 標準時間認定     | 短時間認定   |
| 第1                        | 生活保護法による被保護世帯など           | 0円         | 0円      |
| 第2                        | 第1階層を除き、市民税非課税世帯          | 0円         | 0円      |
| 第3                        | 市民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯 | 48,600円未満  | 12,000円 |
| 第4                        |                           | 97,000円未満  | 23,500円 |
| 第5                        |                           | 169,000円未満 | 35,000円 |
| 第6                        |                           | 301,000円未満 | 44,000円 |
| 第7                        |                           | 397,000円未満 | 45,000円 |
| 第8                        |                           | 397,000円以上 | 45,000円 |

### 《備考》

- ・市民税所得割額の計算には、寄付金控除、外国税額控除、配当控除及び住宅借入金等特別控除の適用はありません。
- ・保育施設又は幼稚園等に通っている子どもが2人以上いる場合は、2人目の保育料が半額になります。
- ・現に扶養する子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の子どもは、保育料が免除になります。
- ・市民税所得割額が57,700円未満の場合は、現に扶養している子どものうち第2子の保育料が半額になります。

「ひとり親世帯」又は「子ども本人・きょうだい・保護者で障害者手帳等をお持ちの方がいる世帯」で、第3、4階層(市民税所得割額が77,101円未満)の場合 ※ 第2子以降の保育料は免除

| 各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分    | 利用者負担額(月額) |        |
|------------------------------|------------|--------|
|                              | 標準時間認定     | 短時間認定  |
| 第3                           | 5,500円     | 5,400円 |
| 第4<br>(市民税所得割額が77,101円未満の世帯) | 9,000円     | 9,000円 |

## ◆ 口座振替ができる金融機関

- ・香川県農業協同組合
- ・香川銀行
- ・香川県信用組合
- ・百十四銀行
- ・観音寺信用金庫
- ・四国労働金庫
- ・高松信用金庫
- ・中国銀行
- ・ゆうちょ銀行
- ・西日本信用漁業協同組合連合会

## ◆ 保育料以外の主な経費(公立)

- ・給食費…無料(私立は主食費上限:月額1,000円、副食費上限:月額4,800円までが無料)
- ・日本スポーツ振興センター会費(災害共済)…年額200円～240円(施設の形態による)
- ・その他…保護者会費(月額300円～500円)、絵本代(月額400円程度)

※私立保育所・私立認定こども園・小規模保育事業所の保育料以外に必要な経費は、各施設にお問い合わせください。